

多可町あったか結婚お祝い金交付要綱

令和4年3月9日
告示第17号

(目的)

第1条 この要綱は、定住の意思がある次代を担う若者世代に対し、あったか結婚お祝い金（以下「結婚お祝い金」という。）を交付することにより、未婚者の婚姻を奨励し、未婚率の上昇及び晩婚化の抑制を図り、少子化及び人口減少対策の推進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 結婚お祝い金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出を令和4年4月1日以降に提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 婚姻届が受理された日から起算して6か月以内に夫婦ともに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に同一世帯として登録され、かつ、本町に居住し、同居していること。
- (3) 結婚お祝い金の交付後、5年以上にわたって転出又は婚姻を解消することなく、本町に居住し、同居することを誓約すること。
- (4) 婚姻届が受理された日における結婚当事者の夫婦の年齢合計が80歳未満であること。
- (5) 交付申請時において、町税又は使用料、手数料、分担金その他町に対する債務履行（以下「税等」という。）を滞納していない夫婦であること。なお、夫婦が町外から転入している場合においては、転入前の市区町村の税等についても滞納していないこと。
- (6) 夫婦の両方又は一方が、過去においてこの要綱に基づく結婚お祝い金の交付を受けていないこと。
- (7) 同一人との再婚でないこと。
- (8) 多可町暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号）第2条に規定する暴力団員等でない者であること。

(結婚お祝い金の額)

第3条 結婚お祝い金の額は、1組につき10万円とする。

(交付申請)

第4条 第2条の規定により、結婚お祝い金の交付を受けようとする交付対象者は、婚姻届を受理された日から起算して6か月以内に多可町あったか結婚お祝い金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し（夫婦双方の住所が記載されたもの）
- (3) 夫婦の両方が税等を滞納していないことが確認できる書類（町外からの転入した者については、転入前の市区町村で取得したもの）
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(結婚お祝い金交付の可否の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、結婚お祝い金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により交付の可否を決定したときは、多可町あったか結婚祝い金交付決定通知書（様式第3号）又は多可町あったか結婚祝い金不承認通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第6条 前条の規定による通知を受けた交付申請者が結婚祝い金の交付を請求しようとするときは、多可町あったか結婚祝い金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による交付請求があったときは、口座振込みにより結婚祝い金を交付するものとする。

（結婚祝い金交付の取消し及び返還）

第7条 町長は、結婚祝い金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、結婚祝い金の交付決定を取り消し、又は既に結婚祝い金の交付を受けた場合において、多可町あったか結婚祝い金返還請求書（様式第6号）により、結婚祝い金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 結婚祝い金交付後、夫婦の両方又は一方が5年を経過しないうちに本町に居住しなくなったとき。
- (2) 結婚祝い金交付後、夫婦が5年を経過しないうちに離婚したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段によって結婚祝い金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の場合において、結婚祝い金が既に交付されているときは、別表に基づき結婚祝い金の返還を命じることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

要件	摘要	返還額
転出（居住 しなくなっ たとき含む ）又は婚姻 を解消した とき	結婚お祝い金交付後1年未満	100,000円
	結婚お祝い金交付後1年以上2年未満	80,000円
	結婚お祝い金交付後2年以上3年未満	60,000円
	結婚お祝い金交付後3年以上4年未満	40,000円
	結婚お祝い金交付後4年以上5年未満	20,000円
	結婚お祝い金交付後5年以上	0円
不正	一律	100,000円